

山梨県障害福祉サービス事業所等の 実地指導及び業務管理体制 確認検査について

山梨県福祉保健部 障害福祉課 施設支援担当

目次

- 1 実地指導について
- 2 実地指導の実施状況について
- 3 令和5年度の実地指導について
- 4 業務管理体制について
- 5 業務管理体制の一般検査について

1. 実地指導について

(1) 実地指導の目的

- 指定障害サービス事業者等
自立支援給付対象サービス等の質の確保及び自立支援給付の適正化を図ることを目的とする。

- 指定障害児通所支援事業者等
指定障害児通所支援等の質の確保及び障害児支援給付費等の適正化を図ることを目的とする。

1. 実地指導について

(2) 根拠規定

- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
第11条第2項
- ・ 児童福祉法
第21条の5の2第1項
第24条の15第1項及び第57条の3の3第4項
- ・ 山梨県障害福祉サービス事業者等指導要綱

1. 実地指導について

(3) 実地指導の内容

実施方法	面談方式により実施
対象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害福祉サービス事業者等を対象に おおむね3年に1度実施 ・ ただし、障害福祉サービス事業者等の運営等に重大な問題があると認められる場合は、例えば、毎年1回は実地指導を行う等して、指導の重点化を図るものとする。
指導内容	人員基準・運営基準等に係るチェック項目に基づき、関係書類の確認を行う。
指導後の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実地指導の結果は、改善を要する事項について、後日文書によって通知する。 ・ 文書で指摘した事項にかかる改善報告書の提出を事業者に求める。 ・ 通報、苦情、相談等に基づく情報や介護給付費等の請求データ等の要確認情報や実地指導において確認した指定基準違反等の情報に基づき、著しい運営基準違反や利用者の安全に危害を及ぼす恐れがあると判断される場合や介護給付費等の不正請求が認められる場合は、監査へ変更する。

2. 実地指導の実施状況について

(1) 令和4年度実地指導実施状況

(圏域別事業所数)

	中北圏域 (甲府市除く)	峡東圏域	峡南圏域	富士東部圏域	合計
実施事業所数	29	0	0	9	38

(サービス別事業所数)

障害者	居宅介護	重度訪問介護	同行援護	行動援護	療養介護	生活介護	短期入所	重度障害者等 包括支援	障害者支援 施設
	4	4	3	2	1	8	8	0	6
障害児	自立訓練 (機能訓練)	自立訓練 (生活訓練)	就労移行支援	就労継続支援 A型	就労継続支援 B型	就労定着支援	自立生活援助	共同生活援助	
	0	1	1	2	2	1	0	7	

障害児	児童発達 支援	医療型 児童発達支援	放課後等 デイサービス	居宅訪問型 児童発達支援	保育所等 訪問支援	福祉型障害児 入所施設	医療型障害児 入所施設
	2	1	5	0	1	1	1

2. 実地指導の実施状況について

(2) 主な指摘事項の件数

令和4年度（事業所数：25）

指摘事項	内容及び手続きの説明及び同意	契約支給量の報告	サービス提供の記録	運営規程	衛生管理	掲示	苦情解決	身体拘束の適正化	虐待防止
件数	7	6	4	14	0	8	0	12	3

(参考) 令和5年度前期（事業所数：69）

指摘事項	内容及び手続きの説明及び同意	契約支給量の報告	サービス提供の記録	運営規程	衛生管理	掲示	苦情解決	身体拘束の適正化	虐待防止
件数	44	17	7	40	30	32	6	33	31

2. 実地指導の実施状況について

(2) 主な不適切事例と指導事項

運営規程に定めるべき項目が、記載されていない。



運営規程に定めるべき主な内容は以下の通り。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 指定居宅介護の内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額
- 五 通常の事業の実施地域
- 六 緊急時等における対応方法
- 七 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- 八 虐待の防止のための措置に関する事項
- 九 その他運営に関する重要事項

※これらに加えて、サービス毎に必要な内容が定められているので、留意すること。

2. 実地指導の実施状況について

(2) 主な不適切事例と指導事項

運営規程に定めるべき虐待防止のための措置についての項目が、記載されていない。



運営規程に定めるべき、虐待防止のための措置についての項目は以下の通り。

- ア 虐待の防止に関する責任者の選定
- イ 成年後見制度の利用支援
- ウ 苦情解決体制の整備
- エ 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- オ 「虐待の防止のための対策を検討する委員会」の設置等

2. 実地指導の実施状況について

(2) 主な不適切事例と指導事項

「提供するサービスの第三者評価の実施状況の有無」の重要事項説明書への記載及び事業所内への掲示がなされていない。



障害福祉サービス等事業者は、そのサービスの提供開始に際し、あらかじめ利用申込者に対し、当該事業所の運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、提供するサービスの第三者評価の実施状況等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの提供開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

また、事業所の見やすい場所に、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

3. 令和5年度の実地指導について

(1) 令和5年度の実地指導について

- ・甲府市を除く県内全域の事業所への実地指導を、令和5年6月～令和6年2月にかけて実施。
- ・今年度は181事業所の実地指導を予定。

	実地指導予定事業所数									
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	計
障害者支援施設		2	2	2	2	2	2	1		13
日中サービス系事業所	4	12	8	4	4	10	10	8	6	66
GH		6	4	4	2	6	6	6	6	40
居宅系	2	6	4	2	2	4	4	4	4	32
障害児系	2	4	4	2	2	5	5	2	4	30
計	8	30	22	14	12	27	27	21	20	181

【参考】
令和5年度実地指導 当初計画

4. 業務管理体制について

(1) 業務管理体制の整備とは

指定障害福祉サービス事業者等において、不正事案の発生防止の観点から、事業運営の適正を図るための体制が整備されていることを指す。

【具体例】

- ・事業所等職員の法令遵守を確保するための責任者が置かれていること
- ・法令遵守規程が整備されていること
- ・業務執行の状況の監査が行われていること

4. 業務管理体制について

(2) 届出書に記載すべき事項

- ・ 障害者総合支援法施行規則第34条の28、第34条の62
- ・ 児童福祉法施行規則第18条の38、第25条の23の2及び25条の26の9

届出事項	対象となる事業者
① 事業者の名称又は氏名 " 主たる事務所の所在地 " 代表者の氏名、生年月日、住所、職名	全ての事業者
② 「法令遵守責任者」(注1)の氏名、生年月日	
③ 上記に加え、「法令遵守規程」(注2)の概要	事業所等の数が 20以上 の事業者
④ 上記に加え、「業務執行の状況の監査の方法」の概要	事業所等の数が 100以上 の事業者

(注1) 法令を遵守するための体制の確保にかかる責任者

(注2) 業務が法令に適合することを確保するための規程

4. 業務管理体制について

(3) 届出先について

区分	届出先	備考
① 事業所等が2以上の都道府県に所在する事業者	厚生労働省本省	社会・援護局障害保健福祉部企画課
② 特定相談支援事業又は障害児相談支援事業のみを行う事業者であって、すべての事業所が同一市町村内に所在する事業者	市町村	
③ すべての事業所等が同一指定都市(※)内に所在する事業者	指定都市(※)	※児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の設置者については、児童相談所設置市を含みます。
④ すべての事業者等(児童福祉法に基づく指定障害児入所施設を除く。)が同一中核市内に所在する事業者	中核市	
①から④以外の事業者	都道府県	

5. 業務管理体制の一般検査について

(1) 一般検査の目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定事業者等並びに児童福祉法に基づく指定障害児事業者等及び指定障害児入所施設等の設置者（以下「障害福祉サービス事業者」という。）に対して行う業務管理体制の整備に関する検査等について基本的事項等を定めることにより、その**的確かつ効果的な検査の実施並びに均一な検査水準の確保**を図ることを目的とする。

5. 業務管理体制の一般検査について

(2) 根拠規程

- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
第 51 条の 3 第 1 項
- ・ 児童福祉法
第 21 条の 5 の 2 7 第 1 項
(第 24 条の 19 の 2 において準用する場合を含む。)
- ・ 山梨県障害福祉サービス事業者等業務管理体制確認検査実施要領

5. 業務管理体制の一般検査について

(3) 実施方法

・一般検査の実施について

業務管理体制の整備・運用状況を確認するため、以下の方法により定期的に検査を実施する。

- ① 業務管理体制の整備に係る検査調書、業務が法令に適合することを確保するための規程の内容及び業務執行の状況の監査（法令遵守に係る監査）実施状況とその内容について、業務管理体制の整備に係る検査調書により報告を求める。
- ② 報告等の内容に不備が認められた場合には、当該障害福祉サービス事業者の従業員に聞き取り調査等を行い、改善を求める。
- ③ 上記において改善が見込まれない場合は、当該障害福祉サービス事業者へ立ち入り、業務管理体制の整備状況を検証する。立ち入りは障害福祉サービス事業所等の実地指導と同時に実施することも可とする。
- ④ 「3 行政上の措置等」に定める措置には至らないで改善を要する事項については、文書により通知するものとし、改善の状況等について、期限を付して報告を求める。

山梨県障害福祉サービス事業所等の実地指導 及び業務管理体制確認検査について

○指定障害福祉サービス事業所等の実地指導は、「障害者総合支援法」「児童福祉法」及び「山梨県指定障害福祉サービス事業者等指導要綱」「山梨県指定障害福祉サービス事業者等監査要綱」に基づき行います。

○実施事業所については、概ね指導の1ヶ月前に通知します。

○対象となった事業所については、通知を確認のうえ、事前提出書類を障害福祉課施設支援担当に提出してください。

○実地指導の際に使用する各サービスの「主眼事項及び着眼点」は県障害福祉課ホームページに掲載されています。対象とならない事業所についても「主眼事項及び着眼点」を用いて自己点検を行ってください。

○実地指導で指摘を受けた事項については速やかに改善してください。文書指摘事項に関しては是正改善報告の提出を求めます。

令和5年度 サービス別指摘内容

運営に関する基準

契約支給量 (契約内容)の報告等	利用者と契約（新規、変更、終了）があった場合、支給決定市町村へ契約内容の報告を行うこととされているが、報告されていなかった。
利用者負担額等の受領	利用者負担額等の発生する利用者に対して交付すべき領収証が交付されていなかった。
給付費の額に係る通知	市町村から給付費の支給を受けた場合は、利用者に対して給付費の額の通知を行うこととされているが、通知が行われていなかった。
内容及び手続きの説明 及び同意	<p>重要事項説明書にて記載すべき項目（従業員の勤務体制、事故発生時の記録、事故発生時の対応、提供するサービスの第三者評価の実施状況の有無）について、記載がなされていない。</p> <p>契約書記載のサービス提供の開始日が契約日よりも前になっている、契約書に記名、押印、日付の記載がなされていない。</p> <p>運営規程、重要事項説明書の内容に変更があった際に、利用者に対しその旨を通知していない。</p>
運営規程	あらかじめ運営規程に記載すべき虐待の防止のための措置（虐待の防止に関する責任者の選定、成年後見制度の利用支援、苦情解決体制の整備、従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施、虐待防止委員会の設置）について、記載されていない。
秘密保持	利用者に対する個人情報提供同意書について、同意日の記載が無い、また、同意日がサービス利用開始日より後の日付となっている。
事故発生時の対応	利用者の骨折など、入院が必要な事故が発生した際には、保護者及び県、支給決定市町村へ報告することとされているが、報告がされていない。
身体拘束等の禁止	身体拘束の適正化を図るための措置（委員会の設置、責任者の選定、身体拘束適正化検討委員会の設置・開催、責任者の選定、指針の整備）がなされていなかった。
虐待防止のための措置 に関する事項	虐待防止のための措置（委員会の設置、責任者の選定、虐待防止委員会の設置・開催）がなされていなかった。

請求に関する事項

送迎加算（者）	送迎加算（Ⅰ）について、取得要件（一回の送迎につき平均10人以上が利用し、かつ、週3回以上の送迎を実施している場合）を満たしていないにもかかわらず、請求をしていた。
欠席時対応加算（児）	当加算は、利用を予定していた障害児が、急病等によりその利用を中止した日の前々日、前日又は当日に中止の連絡があった場合に、電話等による相談援助を行うとともに当該相談援助の内容を記録することを条件に取得できるものであるが、相談援助の内容等の記録がない日について請求されているものがあった。
福祉専門職員配置等加算（児）	当加算は、常勤の児童指導員のうち社会福祉士等が占める割合によって算定できる加算であるが、要件を満たさない人員配置で請求をしていた。